

若年がん患者 在宅療養生活支援事業

山鹿市では、40歳未満のがん患者の方に対して
在宅療養に必要なサービスの一部を補助します。

対象者

1～4の**すべて**に該当する方



1

申請時および利用時点で
山鹿市に居住し、市民税
を滞納していない方

2

対象サービス利用時に、
18歳以上40歳未満の方

18歳または19歳で、小児慢性特
定疾病医療費の支給を受けている
方を除く

3

がん患者

一般に認められている医学的知見
に基づき、回復の見込みがない状
態に至ったと医師が判断した方

4

他の法令および制度等に
基づく同種の助成または
給付等を受けていない方

支 援 内 容

区分	訪問介護	訪問入浴介助	福祉用具貸与	福祉用具購入
補助割合 (千円未満切捨)	1か月あたりの対象経費の9/10			
サービス 利用上限額	6万円/1か月			

※ 福祉用具購入に関する補助は、対象者1人につき、1回限りです。

申請方法



医療機関



事業者

① 意見書をもらう

④ サービス利用

⑤ 支払い

⑥ 領収書・明細書交付



② 利用申請

③ 利用決定の通知

⑦ 補助金の請求

⑧ 支給決定・支払い

市役所



お問い合わせ
申請先

山鹿市役所 健康増進課

〒861-0531 山鹿市中578 (山鹿健康福祉センター内)

TEL 0968-43-0050

FAX 0968-43-1164

申請の流れ

1 意見書をもらう

意見書の作成料が必要な場合は、利用者様のご負担となります。

2 利用申請

以下の書類を健康増進課へご提出ください。

- | | |
|----------------|----------------------|
| ① 利用申請書（様式第1号） | ③ 本人確認書類（マイナンバーカード等） |
| ② 意見書（様式第2号） | ④ 市税等の未納がない旨の証明書 |

3 利用決定の通知

申請内容を審査し、利用を決定すると、市から通知書をお送りします。

4 サービスの利用

サービス提供事業者等と契約を行い、サービス利用が開始となります。

5 支払い

サービス利用後、サービス提供事業者等に利用にかかった費用の全額をお支払いください。

6 領収書・明細書の交付

サービス提供事業者から請求された額の全額を支払う際に、領収書、明細書（サービスの内容、利用回数、金額等が記載されたもの）を必ず発行してもらってください。

7 補助金の請求

以下の書類を健康増進課へご提出ください。

- ①山鹿市若年がん患者在宅療養生活支援事業実績報告兼補助金請求書（様式第9号）
- ②サービス提供事業者等が発行した領収書（原本）
- ③サービスの内容、利用回数、金額等が記載された明細書（原本）

8 支給決定・支払い

請求内容を審査し、適当と認められた場合は、指定の口座に補助金を振り込みます。

各種様式は、山鹿市役所の健康増進課（山鹿健康福祉センター内）で配布しています。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

山鹿市ホームページはこちら



お問い合わせは、

山鹿市役所 健康増進課

住所：〒861-0531 山鹿市中578（山鹿健康福祉センター内）

TEL：0968-43-0050

FAX：0968-43-1164